

HPVワクチンの接種を一時中止し、重篤な副反応の追跡調査と被害者救済を求めることについて

四国部会提出
説明担当 松山市

ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症については、本年4月1日から、予防接種法の規定により、自治体によるワクチンの定期接種が行われている。ところが、子宮頸がんワクチンを接種した後の副反応事例が全国で多数発生し、5月16日開催の厚生労働省厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会では多数の副反応事例が医療機関から報告され、部会では健康被害の調査を行うことを決定した。

続いて、厚生労働省は6月14日、ワクチン接種後の副反応として、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が特異的に見られたことから、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨しないよう、しかしながら、希望者には接種機会の確保を図ることなどを勧告した。

厚生労働省が定期接種を積極的に勧奨しないとするまでの副反応の実態は、危惧すべき重大な問題であり、これまでに接種した全員に徹底した追跡調査を行い、早急に救済体制を拡充すべきと考える。

よって国民の健康と安全を守るために、特に下記の3点につき国において万全の措置が講ぜられるよう要望する。

- 1 重篤な副反応が報告されているHPVワクチンの接種を、予防原則の立場から一時中止し、これまでに接種した全員に徹底した追跡調査を行い、公表すること。
- 2 副反応に対する治療体制、被害者救済制度を早急に充実・拡充させること。
- 3 副反応を疑う保護者からの相談に応じる窓口を、自治体内に設置するべく通知し、早急に予算措置をすること。